

三木市教育委員会奨学金制度の見直し よくある質問

更新日：令和 7 年 5 月 1 日

項目	質問と答え
全 体	I-Q1 なぜ見直しを行うのですか。 I-A1 現在の三木市教育委員会の奨学金制度は、平成 18 年度に国や県の奨学金制度に先駆けて「返済不要の『給付型』奨学金」として運用を開始しました。 一方で、国などにおいては、平成 22 年度に高校生の授業料無償化の制度を創設して以降、高校生等への奨学給付金、大学生等への授業料等の減免や給付型奨学金の創設など、制度が急速に充実しています。 そこで、国などの奨学金制度を参考に、今後も夢に向かって勉学に励む学生を支援し続けられるよう、制度の見直しを行うものです。
	I-Q2 どのような見直しを行うのですか。 I-A2 次の3点について、見直しを行います。 ①学校区分と給付金額 現在の三木市教育委員会の奨学金制度は、国などの制度と学校区分や金額が違います。 今回、②のとおり対象者を見直すことから、国などの奨学金等と学校区分を合わせるとともに、金額を調整して設定します。 ②対象者 国などの奨学金等の制度や三木市教育委員会の奨学金制度は、どちらも経済的な理由により学資の支払いが困難な人が支援対象です。 このため、公的支援の公平性や公費の重複支出を避ける観点から、国などの奨学金等を利用できる人はそちらを利用していただきます。 ③国などの奨学金等を受給できなかった人への対応 国などの奨学金等の募集時期は、三木市教育委員会の奨学金よりも遅い場合があります。 そこで、国などの奨学金等の申込みをしたものの、不承認となった人については、三木市教育委員会の奨学金の募集期間が過ぎても申請を受け付け、承認した場合はその年度の 4 月分から給付します。
	I-Q3 「国などの奨学金制度等」とは何ですか。 I-A3 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」や「特別支援教育就学奨励費」、独立行政法人 日本学生支援機構が実施する「給付型奨学金」のことです。
	I-Q4 なぜ令和 10 年度に見直しを行うのですか。 I-A4 三木市教育委員会の奨学金制度は、毎年度申請を受け付け、受給資格の確認を行っています。 しかしながら、見直しについて対象者に理解していただくことが重

		要であるため、3年間（令和7年度～令和9年度）の周知期間を設けることとしました。
全 体	1-Q5	制度の見直しにより、入学時に申請すれば、卒業まで奨学金を受給できますか。
	1-A5	いいえ。これまでと同様、毎年度申請していただき、毎年度受給の可否を判定します。
	1-Q6	なぜ金額を見直すのですか。
	1-A6	現在の三木市教育委員会の奨学金制度は、国などの制度と学校区分や金額が違います。 今回、対象者を見直すことから、国などの制度と学校区分を合わせるとともに、金額を調整して設定するものです。
高等学校等	1-Q7	国公立高校や私立大学のように給付金額が増える区分と、私立高校や通信制のように給付金額が減る区分があるのはなぜですか。
	1-A7	高等学校等については「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」を、大学等については日本学生支援機構の給付型奨学金（第3区分・自宅通学）をそれぞれ参考とし、現行の三木市教育委員会の奨学金の給付額を調整して設定しました。
	2-Q1	高等学校等就学支援金（授業料の支援）を受けています。三木市教育委員会の奨学金の対象となりますか。
	2-A1	はい。「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」の受給資格を満たしておらず他の奨学生要件を満たしていれば、三木市教育委員会の奨学金の対象となります。 ただし、特別支援学校高等部は対象外です。 また、予算を超える申請があった場合は、不承認となる場合があります。
大学等	2-Q2	特別支援学校高等部は対象となりますか。
	2-A2	対象となりません。
	2-Q3	なぜ特別支援学校高等部は対象とならないのですか。
	2-A3	今回の見直しでは、国などの制度に学校区分を合わせています。特別支援学校高等部は、「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」の対象外（特別支援教育就学奨励費を受給可能）であるためです。
大学等	3-Q1	（多子世帯）日本学生支援機構の授業料等減免のみ対象です。三木市教育委員会の奨学金の対象となりますか。
	3-A1	はい。日本学生支援機構の給付型奨学金を受給しておらず他の奨学生要件を満たしていれば、三木市教育委員会の奨学金の対象となります。 ただし、予算を超える申請があった場合は、不承認となる場合があります。
	3-Q2	三木市教育委員会の奨学生に決定しましたが、その後、日本学生支援機構の給付型奨学金を受給することとなりました。三木市教育委員会の奨学金は受給できなくなりますか。

大学等	3-A2	はい。日本学生支援機構の給付型奨学金の受給開始月から三木市教育委員会の奨学金の対象外となりますので、「異動届」を提出してください。 なお、対象外となった月の奨学金を給付済の場合は、返還していただくこととなります。
	3-Q3	企業等が募集する奨学金に応募し、採用されました。三木市教育委員会の奨学金の対象となりますか。
	3-A3	はい。日本学生支援機構の給付型奨学金を受給しておらず他の奨学生要件を満たしていれば、三木市教育委員会の奨学金の対象となります。 ただし、予算を超える申請があった場合は、不承認となる場合があります。
	3-Q4	なぜ通信学部は、改正後の金額が昼間・夜間学部と金額が異なるのですか。
	3-A4	見直し金額については、日本学生支援機構の給付型奨学金の金額（第3区分・自宅通学）を参考としています。 通信学部については、同機構の金額が月当たり1,400円程度であるため、他の区分と同様に千円未満を切り捨てた金額としています。